

議題1 仮住まい生活に伴う効用低下に相当する費用について

○河川・ダム事業については、費用対効果分析を含め、原則として以下の評価項目に基づいて評価を実施するものとしている。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づいて算定するものとしている。

(1)事業の必要性等

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- | | |
|------------|--------------|
| 1)災害発生時の影響 | 4)地域開発の状況 |
| 2)過去の災害実績 | 5)地域の協力体制 |
| 3)災害発生の危険度 | 6)関連事業との整合 等 |

※別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づいて算定するものとしている。

②事業の投資効果

1)費用対効果分析※

(純現在価値(B-C)、費用便益比(B/C)、経済的内部収益率(EIRR)、貨幣換算が困難な効果)

③事業の進捗状況

- | | | |
|---------|---------------|------------|
| 1)事業採択年 | 2)用地着手年、工事着手年 | 3)事業進捗状況 等 |
|---------|---------------|------------|

(2)事業の進捗の見込み

①今後の事業スケジュール 等

※新規採択時評価においては、事業の進捗状況、事業の進捗の見込みに代わり、事業の緊急度、水系上の重要性、災害時の情報提供体制が評価項目となる。

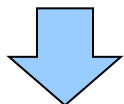
(3)主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善

- ①主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画の検討
- ②代替案立案等の可能性の検討
- ③コスト縮減の方策 等

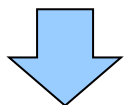
事業の実施前と実施後の条件での氾濫シミュレーション結果による被害額の差分を便益として算出

① 氾濫シミュレーション

- ・確率規模の異なるケースの洪水を想定して、各氾濫ブロックの氾濫解析を実施
- ・事業実施前と事業実施後の浸水が想定される区域を求める

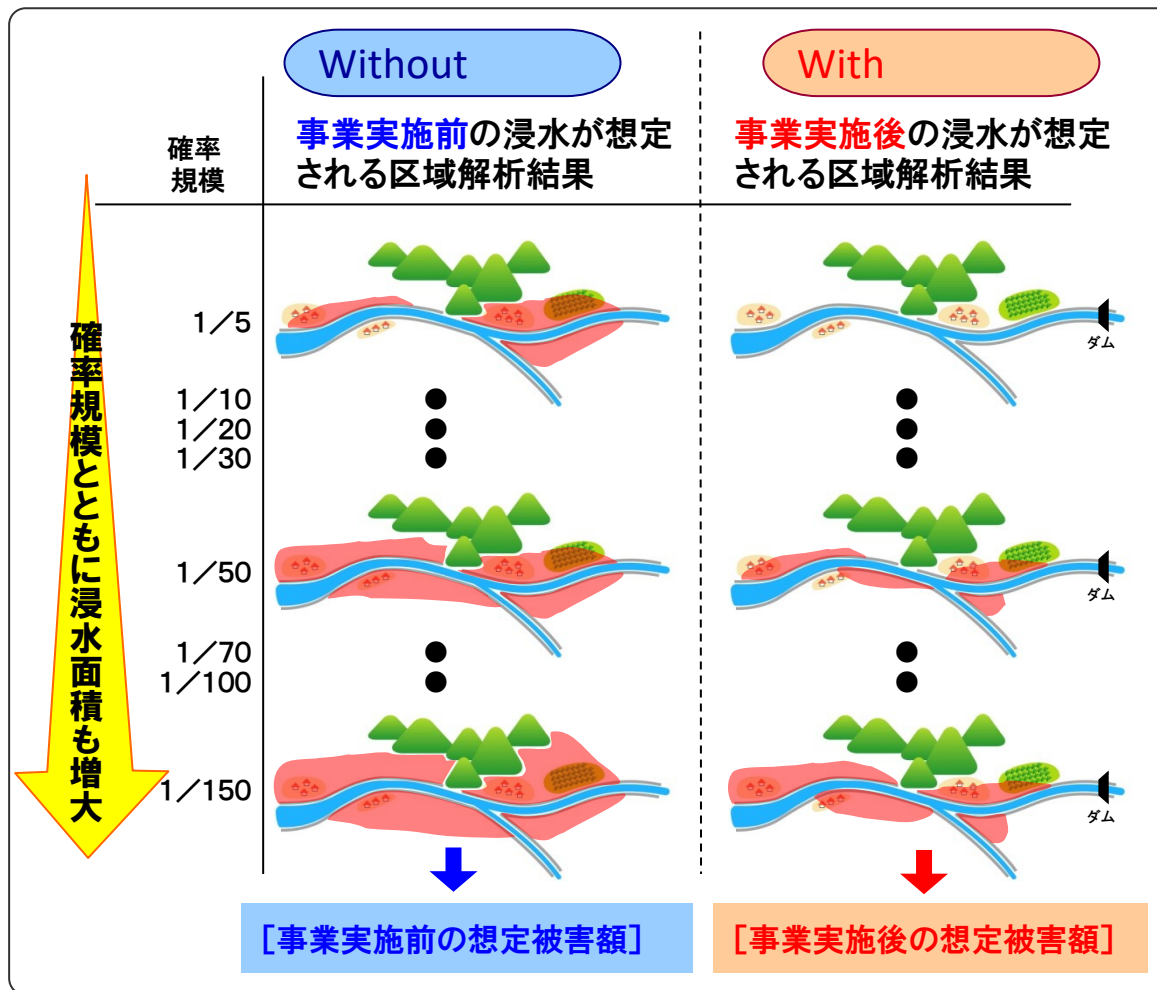


② 確率規模別想定被害額の算出



③ 治水事業の便益の算出

治水事業の便益(被害軽減期待額) = [事業実施前の想定被害額] - [事業実施後の想定被害額]



現行の評価手法に関する課題

新たな便益項目の評価手法の検討

- 水害は、建物資産、道路等の公共土木施設等への物理的な被害である直接被害のほか、**家計や企業活動への障害等の間接被害**をもたらす。
- 現行の評価手法では、直接被害については概ね経済評価できている一方で、間接被害については、「企業の営業停止損失」といった現段階で統計的に推計可能な一部の項目のみに留まっている。

例えば、家計の家屋資産被害については、被災時点の家屋の資産価値に浸水深に応じた毀損率を乗じることで、想定被害額を算定している。

しかし、実際には、「家屋復旧の建設需要が逼迫し、業者が見つからない」、「家屋復旧のために必要な資金の調達に時間を要する」等の理由により、**被災世帯が短期間で家屋復旧することは極めて困難**。

このため、家屋復旧までの間、避難所や仮設住宅、一部損壊した家屋等での生活を余儀なくされる等、**一定期間の生活の質の低下が発生**している

被災家屋の様子



令和2年7月豪雨 熊本県球磨村

避難所の様子



【出典】空飛ぶ捜索医療団
<https://arrows.peace-winds.org/journal/16263/>

応急住宅の様子



令和2年7月豪雨の事例 【出典】熊本県HP
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/51284.html>

これまでの主な検討

仮住まい生活に伴う効用低下に相当する費用
(現行の評価手法で便益として評価している項目 :) MLIT

分類				効果（被害）の内容	
被害防止便益	直接被害	資産被害抑止効果	一般資産被害	家屋	居住用・事業用の建物の浸水被害
				家庭用品	家具・自動車等の浸水被害
				事業所償却資産	事業所固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害
				事業所在庫資産	事業所在庫品の浸水被害
				農漁家償却資産	農漁業生産に関わる農漁家の固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害
				農漁家在庫資産	農漁家の在庫品の浸水被害
		農産物被害		浸水による農作物の被害	
		公共土木施設等被害		公共土木施設、公益事業施設、農地、農業用施設の浸水被害	
		人身被害抑止効果		人命損傷	
	間接被害	稼働被害抑止効果	営業停止被害	家計	浸水した世帯の平時の家事労働、余暇活動等が阻害される被害
				事業所	浸水した事業所の生産の停止・停滞（生産高の減少）
				公共・公益サービス	浸水した公共・公益施設サービスの停止・停滞
		事後的被害抑止効果	応急対策費用	家計	浸水世帯の清掃等の事後活動、飲料水等の代替品購入に伴う新たな出費等の被害
				事業所	家計と同様の被害
				国・地方公共団体	水害廃棄物の処理費用 家計と同様の被害および市町村等が交付する緊急的な融資の利子や見舞金等
			交通途絶による波及被害	道路、鉄道、空港、港湾等	道路や鉄道等の交通の途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害
			ライフライン切断による波及被害	電力、水道、ガス、通信等	電力、ガス、水道等の供給停止に伴う周辺地域を含めた波及被害
			営業停止波及被害		中間製品の不足による周辺事業所の生産量の減少や病院等の公共・公益サービスの停止等による周辺地域を含めた波及被害
		精神的被害抑止効果	資産被害に伴うもの		資産の被害による精神的打撃
稼働被害に伴うもの			稼働被害に伴う精神的打撃		
人身被害に伴うもの			人身被害に伴う精神的打撃		
事後的被害に伴うもの			清掃労働等による精神的打撃		
波及被害に伴うもの			波及被害に伴う精神的打撃		
リスクプレミアム				被災可能性に対する不安	
高度化便益				治水安全度の向上による地価の上昇等	

仮住まい生活に伴う効用低下の検討

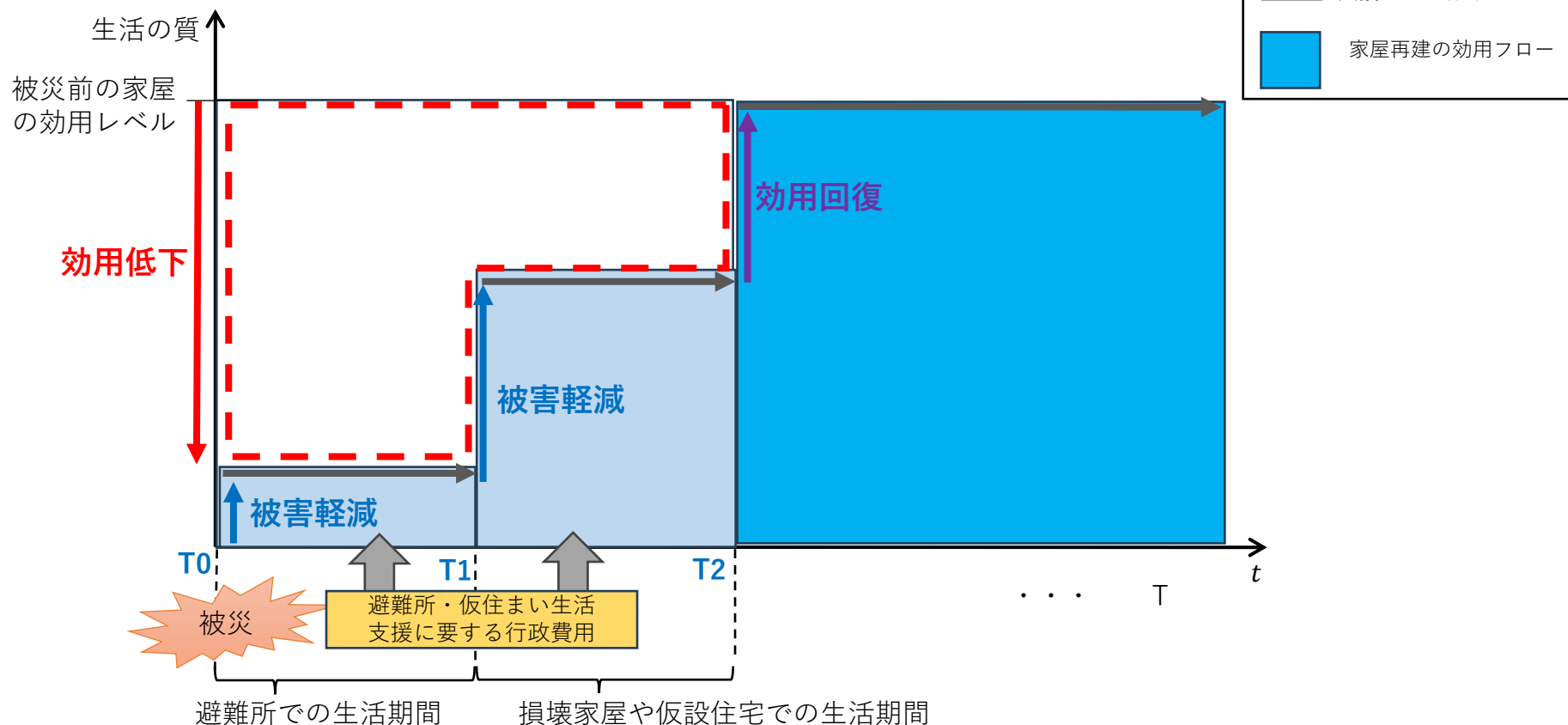
仮住まい生活に伴う効用低下に係る論点

- 家屋の被害については、水害の発生に伴う家屋の効用低下で計る必要がある。
- しかし、この効用低下を計るには家屋の効用関数を特定するための調査が必要。(技術的課題)
- このため現行マニュアルでは、供給サイドのアプローチをとり、被害を受けた物的資産の再調達価格の総和を「家屋の効用低下」の代替としている。
- しかし、実際には再調達できるまでの間、相当な期間を要するため、この間の「復旧完了までの間の生活水準低下による効用低下」も存在するが、この効用低下分を現行マニュアルでは評価できていない。
- よって、家屋の被害として以下の2項目をどのようにして評価するかを考える必要。

・ 避難所生活・仮住まい期間の効用低下

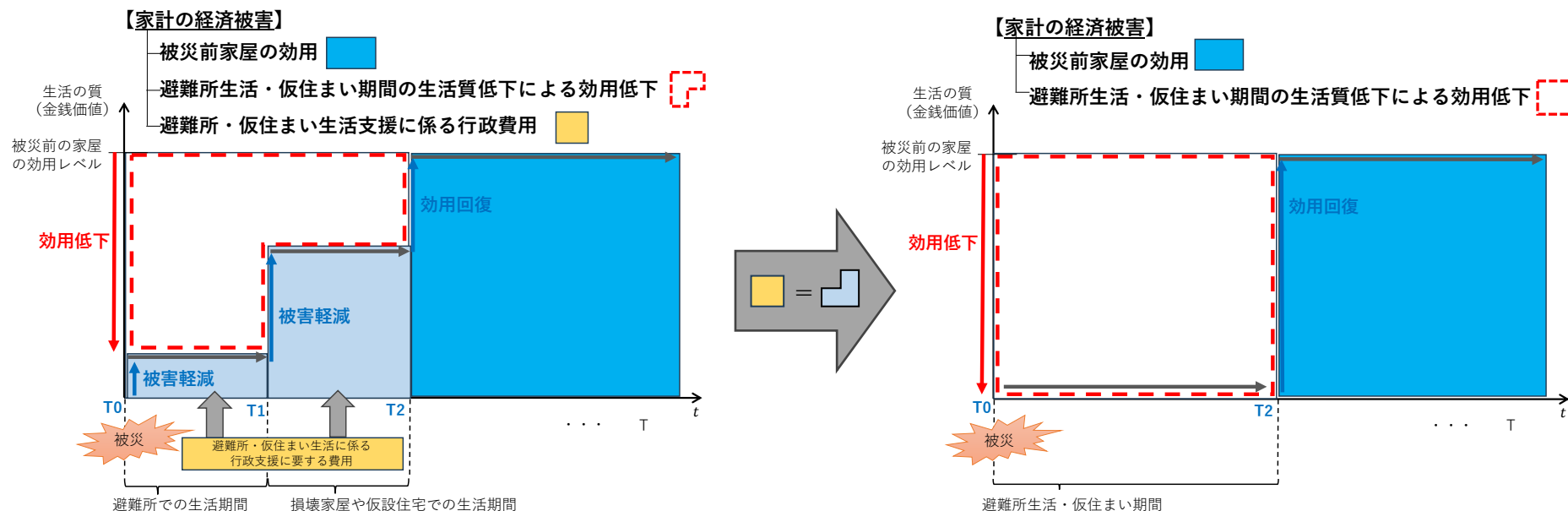


・ 避難所・仮住まい生活支援に係る行政費用



仮住まい生活に伴う効用低下の算出に向けた仮定

- 避難所生活・仮住まい生活期間は、避難所運営や仮設住宅設営に係る行政支援によって被害が軽減されている。
- しかしながら、この期間に被災者へ提供される行政支援は数多あるため、これらの行政支援による被害軽減量を正確に把握することは容易ではない。また、これらの行政支援に要する費用を過去の実績から精度良く推計することも容易ではない。
- ここで、避難所生活・仮住まい生活期間に被災者が受ける行政支援による効用は、そのための行政費用によってもたらさせるものであることから、これらを等価と捉えると後者を前者で代替可能と考えられる。



仮住まい生活に伴う効用低下の推計方法

効用を直接計測するのは技術的に困難であるため費用で代替するとすると、

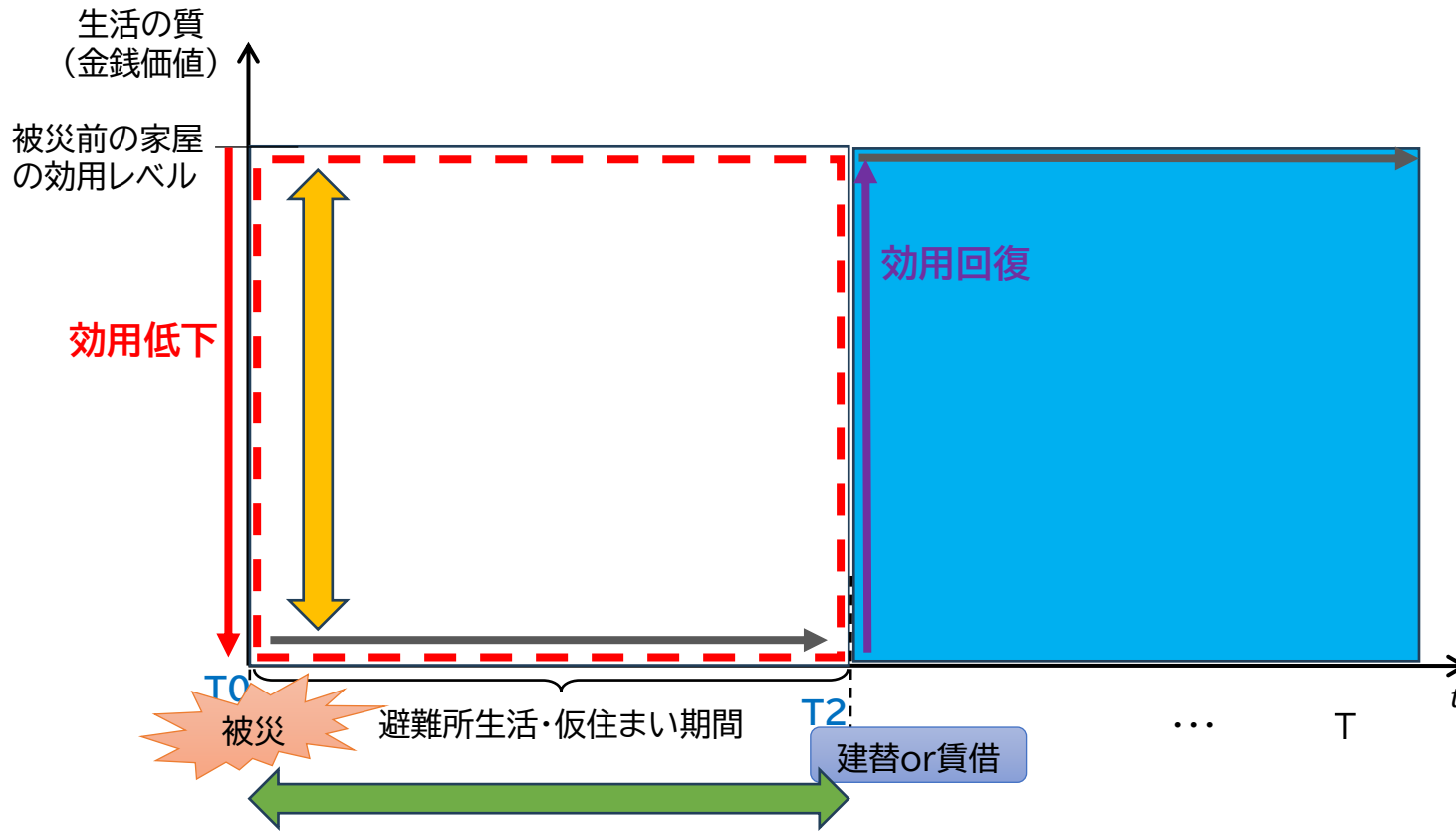
避難所生活・仮住まい期間の効用低下に相当する費用



効用低下 $\equiv$ 被災前家屋が有していた単位時間あたりの効用(帰属家賃で代用)



避難所生活・仮住まい生活期間 $\leftarrow$ 被災者生活再建支援制度のデータより推定

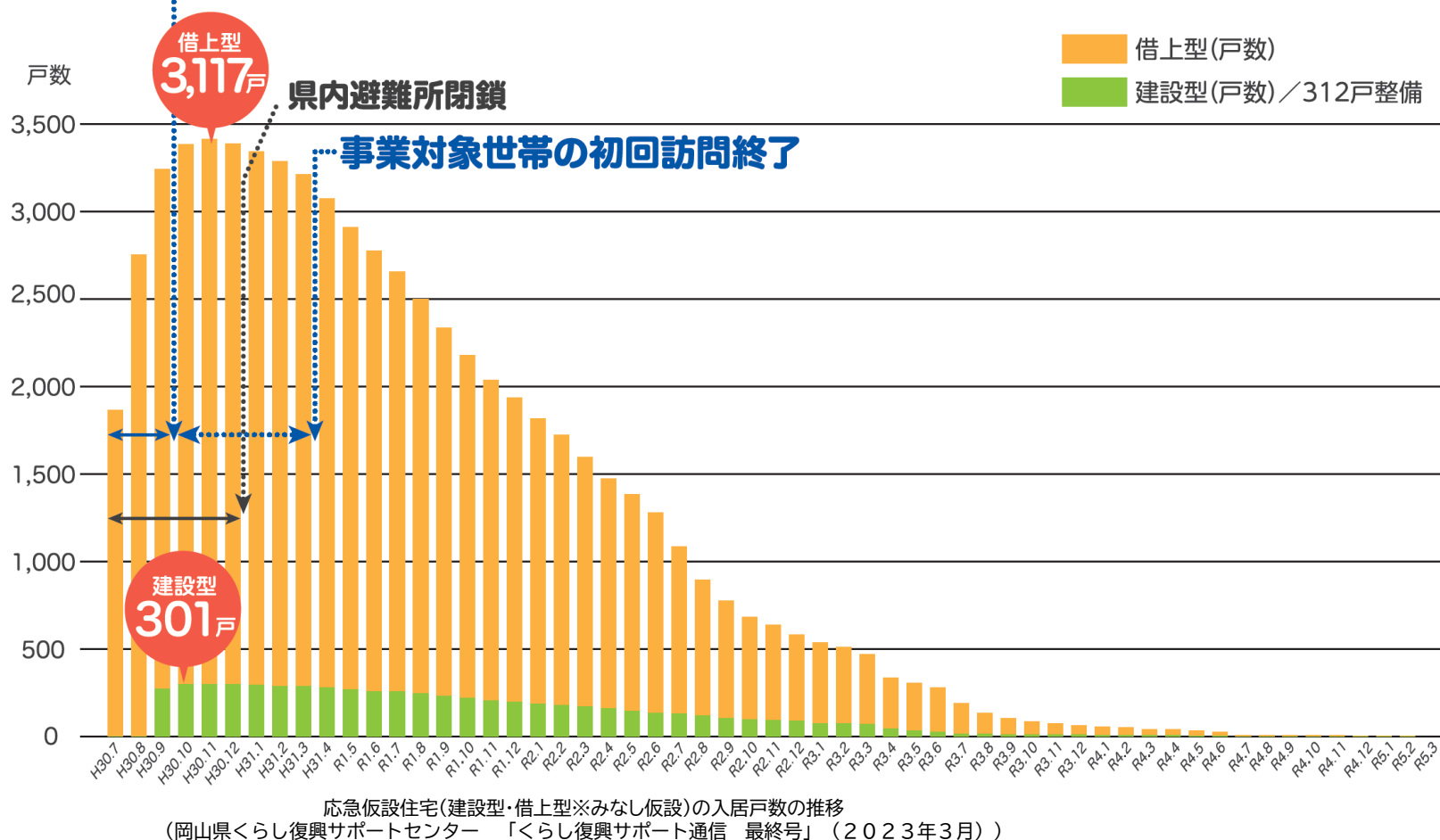


「避難所生活・仮住まい生活期間」(仮住まい期間)の推計方法の検討

MILIT

[例]仮設住宅入居戸数の推移

岡山県・倉敷市・総社市 被災者見守り・相談支援等事業実施センター 開設



被災世帯の多くは家屋を復旧するにあたって公的支援を受けている。

⇒ 公的支援金の申請に係るデータから「仮住まい期間」を推計

「避難所生活・仮住まい生活期間」(仮住まい期間)の推計方法の検討

MLIT

【被災者生活再建支援制度の概要】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

[支援金給付の流れ]

① 支援法適用(都道府県)



② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)



③ 罹災証明書の交付(市区町村)



④ 支援金支給申請(被災世帯)



⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付



⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)

<申請に必要な書面>

- ・支援金支給申請書
- ・住民票等
- ・罹災証明書等
- ・預金通帳の写し
- ・その他関係書類

契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借 等)

家屋が有する単位時間あたりの効用について

MILIT

検討対象: 帰属家賃

- 持ち家の帰属家賃とは、自己が所有する住宅(持ち家住宅)に居住した場合、家賃の支払は発生しないものの、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般の市場価格で評価したもの
- 全国家計構造調査で得られたデータを元に算出された結果は、国内総生産(GDP)としても計上されている。

【全国家計構造調査における算定】

- 住宅の構造、建築時期、延べ床面積、地域変数等を説明変数とする家賃関数を仮定
- 住宅・土地統計調査の民営借家(設備専用)の個別データを用いて係数を決定
- 都道府県別の帰属家賃(1世帯当たりの家賃)が公表されている

$$\ln y_k = [a_i + \sum_j b_{i,j} x_{i,j,k} + c_i \ln S_k] \times \frac{I_t}{I_{t-1}}$$

- k : 世帯
 y_k : 1 か月の家賃 (円)
 i : 推計地域区分 ($i=1\sim4$)
 j : 住宅の属性 (住宅の構造など) 区分 ($j=1\sim20$)
 $x_{i,j,k}$: 住宅の属性及び地域変数
 S_k : 延べ床面積 (㎡) ※業務用面積を除いた面積
 $a_i, b_{i,j}, c_i$: 係数
 I_t : 消費者物価指数の全国「民営家賃」指数の2019年10月 (=99.1)
 I_{t-1} : 消費者物価指数の全国「民営家賃」指数の2018年10月 (=99.1)

委員からの指摘事項・確認状況

意見	回答(対応状況)
【仮住まい期間データの基礎整理】	
仮住まい期間は、被災者の属性、資金の利用可能性、保険等の条件、行政による被災者支援対応によっても変わる可能性もある。	ヒアリングから、水害保険に加入している(≒資金の利用可能性が高い)世帯ほど、仮住まい期間が短い傾向があることを確認
高齢者単身世帯、小さな子どもがいる世帯、共働き世帯、障害がある家族がいる世帯、ペットがいる世帯等、世帯により課題が異なるので、ヒアリングの際に、世帯の特徴による影響を確認できるとよい。	世帯構成のデータは、個人情報問題等から取得が困難であり、分析ができない状況
【仮住まい期間の上限設定】	
推計のために生活再建支援制度のデータを利用するにあたっては、期間の上限が無いと過大推計と指摘される可能性がある。例えば一部の被災者にとっては、仮設住宅での生活が快適だから長期間居住しているということも考えられる。 そのため、期間を推計する際には、例えば2年を上限とするなど上限を設けることが考えられる。ただし、設定する上限としてどれくらいの期間が適当なのかについては検討する必要がある。	下記のとおり、申請期間が設定されており、上限の設定の参考となるが、申請期間は延長可能であり、全サンプル数のうち37月を超えているサンプルは約3.6%と少数であることから、仮住まい期間の設定にあたっては、上限を設けないこととした (申請窓口) 市町村(申請時の添付書面) (申請期間) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 災害発生日から13月以内 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 災害発生日から37月以内 やむを得ない事情等により期間内に申請できない場合、延長可能 ※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。
【推計の妥当性】	
帰属家賃と仮住まい期間で算定した想定被害額が、被害の実態として、実感があるものか確認する必要がある。	過去のアンケート調査の仮住まい月額と2024年の帰属家賃と比較し、帰属家賃の方が小さいこと、過大評価になっていないことを確認 また、建設・購入、補修ともに、ヒアリングによる調査結果の方が大きい傾向があることを確認
浸水被害を受けた地域における生活再建支援制度がどれくらい利用されているのか。同制度のカバー率を確認するとよい。	被災者生活再建支援制度の既支給世帯数と水害統計の被災世帯数(全壊、半壊)を比較し、50%前後であることを確認

新たに検討した内容

経済分析ワーキンググループ

- 第11回研究会後、令和8年3月9日、7月22日に経済分析WGを2回開催
- 経済分析WGにおいても、仮住まい期間データの基礎整理、推計手法等について検討

研究会、経済分析WGの議論を踏まえて、以下の項目について新たに検討

- 帰属家賃のデータ分析
- 家屋の復旧方法と復旧期間のデータ整理

(参考)経済分析WGの概要

1. 設立趣旨

- 河川事業の事業評価については、平成23年度から「河川事業の評価手法に関する研究会」を設立し、河川事業に係る事業評価手法に関する事項について調査審議し、評価の適正化に関する検討を行ってきたところである。今般、企業のサプライチェーンや家計の流動性制約等定量的な経済分析を実施するにあたり、より専門的な知見が必要とされる項目を議論するため、ワーキンググループを設置し、河川事業の評価手法の充実に関する検討を行うものである。

2. 位置づけ

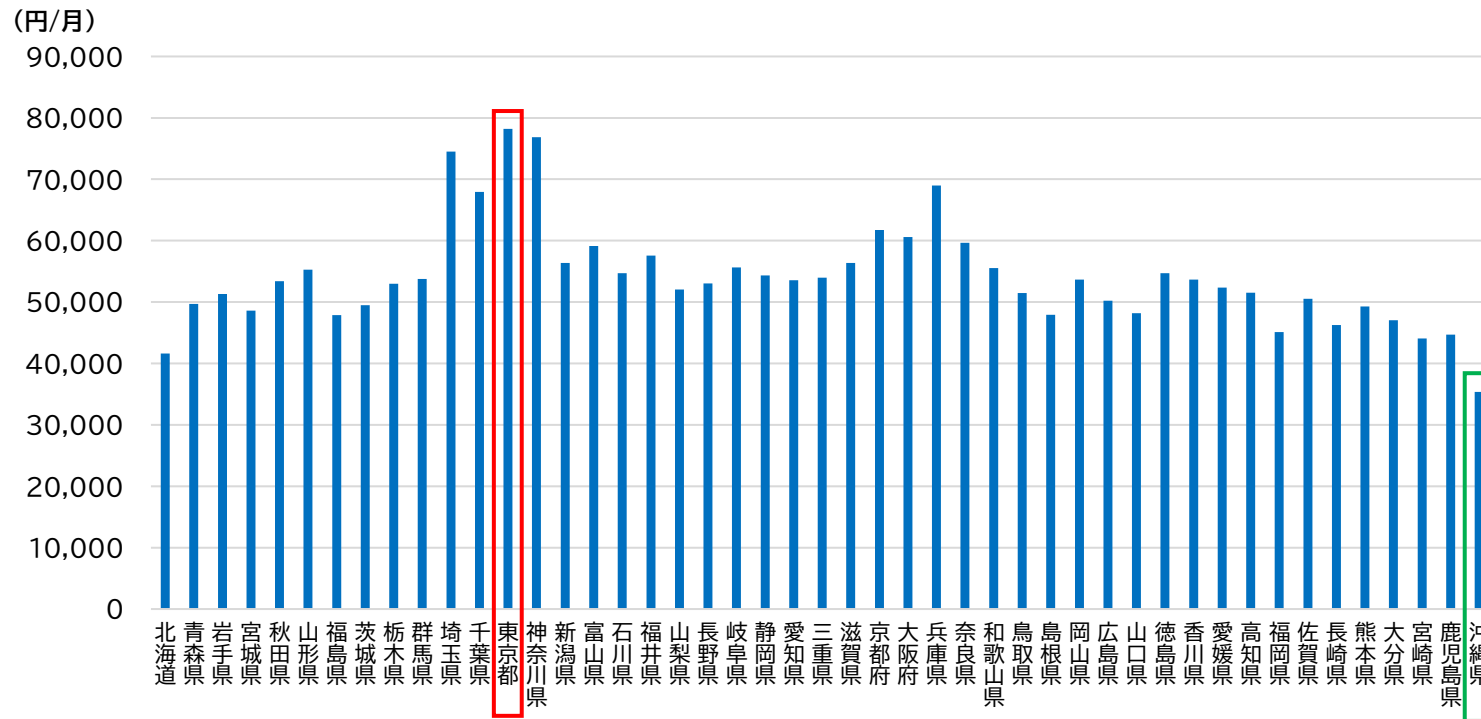
- 「河川事業の評価手法に関する研究会」の下ワーキンググループとして位置づける。

3. ワーキンググループの公開

- 本ワーキンググループは、未公開の研究成果を扱うため、原則、非公開とする。

帰属家賃のデータ分析

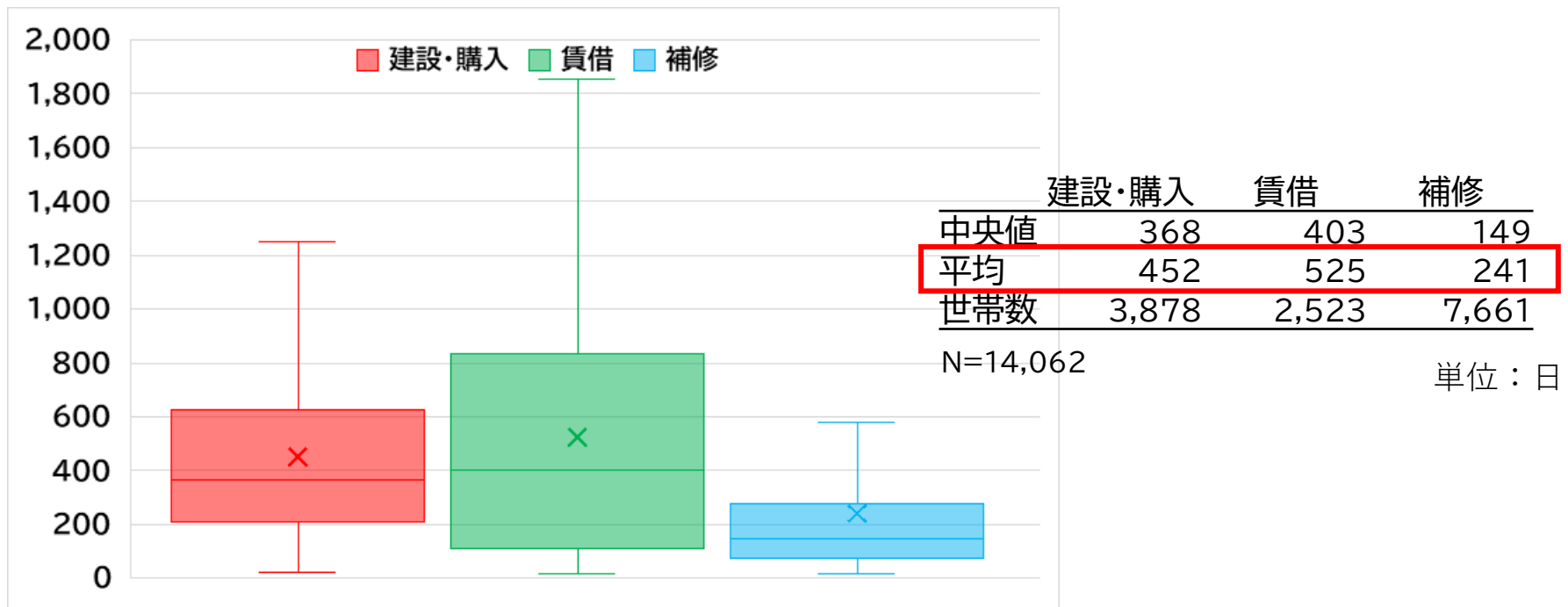
- 2024年帰属家賃を都道府県単位で見ると、
最大値 78,220円(東京都)、最小値 35,370円(沖縄県)とばらつきが大きい
→ 都市部、地方部の帰属家賃の地域差を考慮し、都道府県別の帰属家賃を用いて算出



都道府県別の帰属家賃[円/月](2024年)

仮住まい生活期間の推定

- 被災者生活再建支援制度のデータを用いて、被災を受けた後の復旧方法毎に申請までの期間を整理(下図)
- 申請後の平均工事期間(建替:150日、補修:74日)を加算した結果、仮住まい期間を、建替が602日、賃借が525日、補修が315日と推定。



※平均工事期間(建替:150日、補修:74日)加算前

評価手法の検討

復旧方法別、単位世帯あたりの「仮住まい生活に伴う効用低下」：X （単位：万円）
 = 帰属家賃（都道府県別）※ × 仮住まい生活の期間

建設・購入	帰属家賃	×	(工事契約までの日数+建築工事日数)	:	602日 [約20ヶ月]
賃借	帰属家賃	×	賃借契約までの日数	:	525日 [約18ヶ月]
補修	(帰属家賃×浸水深別家屋被害率[既存]※) × (補修工事契約までの日数+補修工事日数) : 315日 [約10ヶ月]				

※ 補修に関しては一部損壊した家屋等での生活を仮定

[浸水深別復旧方法(割合)]：P

	50cm 未満	50～99	100～ 199	200～ 299	300cm 以上
建設・購入	0.140	0.089	0.158	0.249	0.464
賃借	0.153	0.210	0.151	0.142	0.138
補修	0.707	0.701	0.691	0.609	0.398

単位世帯あたりの「仮住まい生活に伴う効用低下」：Y = Σ X P （単位：万円）

	50cm 未満	50～99	床上 100～ 199	200～ 299	300cm 以上
仮住まい生活に伴う 効用低下評価額(万円)	47	50	59	77	102

※千葉県における結果(マニュアル上は都道府県別で記載)

仮住まい生活に伴う効用低下 = メッシュ内の床上浸水世帯数(浸水深別) × Y

マニュアル改定イメージ

MLIT

世帯数に清掃労働対価評価額等乗じ、家庭における清掃労働対価、代替活動等に伴う支出増及び**仮住まい生活に伴う効用低下に相当する費用**を算定すること。

(1) 清掃労働対価

世帯数 × 労働対価評価額 × 清掃延日数

別冊第8表

評価額(令和5年度) 12,822 円/日

表-4.10 清掃延日数(日)

浸水深	床下	床上				
		50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
日数	18.3	18.3	36.5	56.0	108.9	148.5

(2) 代替活動等に伴う支出増

世帯数 × 代替活動等支出負担単価

	床下	床上 50cm未満	床上 50～99cm	床上 100～199cm	床上 200～299cm	床上 300cm以上
改定単価(千円)	157.5	242.3	274.1	281.2	408.8	420.9

<内訳>

- ①清掃委託
- ②**仮住まい**
- ③臨時支出

(3) 仮住まい生活に伴う効用低下に相当する費用

床上浸水の世帯数 × **仮住まい生活に伴う効用低下評価額**

別冊 仮住まい生活に伴う効用低下評価額(千円/世帯)

都道府県	床上				
	50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
北海道	286.5	304.5	364.2	468.8	627.0
青森県	342.3	363.8	435.1	560.1	749.1
～					
鹿児島県	307.9	327.3	391.4	503.8	673.8
沖縄県	243.6	258.9	309.7	398.6	533.1

(参考)マニュアル改定イメージ

表-4.9 営業停止・停滞日数（日）

浸水深	床下	床上				
		50cm未満	50～99	100～199	200～299	300cm以上
停止日数	4.9	6.4	13.5	20.0	41.2	56.1
停滞日数	9.9	18.8	25.0	35.6	64.0	83.2

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」による。

4.4.2 家庭における応急対策費用

世帯数に清掃労働対価評価額等乗じ、家庭における清掃労働対価、代替活動等に伴う支出増及び仮住まい期間に伴う効用低下に相当する費用を算定すること。

〔解説〕

(1) 清掃労働対価

世帯数に一日当たり一般世帯清掃労働対価評価額（別冊参考資料第8表）を乗じ、浸水深に応じた清掃所要延べ日数（表-4.10）を乗じて家庭における浸水被害の修復等の清掃労働に要する費用（清掃労働対価）の被害額を算定する。

なお、清掃・後片付けは家庭用品の浸水被害の修復等が主であるが、居住地周辺の清掃、マンション等の自治会全体での活動を考慮し、4.3.1項で述べた補正は行わない。

世帯数×労働対価評価額×清掃延日数

なお、家屋の半壊や全壊が多数想定される場合には、損害保険会社の契約款において浸水被害家屋の撤去・処理に要する費用は新築家屋の10%程度とされていることから、家屋資産の10%を清掃労働対価とすることもできる。

表-4.10 清掃延日数（日）

浸水深	床下	床上				
		50cm未満	50～99 cm	100～199 cm	200～299 cm	300cm以上
日数	18.3	18.3	36.5	56.0	108.9	148.5

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」による。

(2) 代替活動等に伴う支出増

世帯数に浸水深に応じた代替活動等に伴う支出負担単価（表-4.11）を乗じて飲料水の購入、通勤等の代替活動等に要する費用等の代替活動等に伴う支出増額を算定する。

表-4.11 代替活動等支出負担単価（千円／世帯）

浸水深	床下	床上				
		50cm未満	50～99 cm	100～199 cm	200～299 cm	300cm以上
単価	106.4	181.2	281.3	335.3	568.5	701.8

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」による

(3) 仮住まい期間に伴う効用低下に相当する費用

床上浸水の世帯数に浸水深に応じた都道府県別の仮住まい費用（別冊参考資料第9表）を乗じて避難所や仮設住宅等の仮住まい期間における生活の質の低下（効用低下）に相当する費用を算定する。

床上浸水の世帯数×浸水深に応じた都道府県別の仮住まい費用

4.4.3 事業所における応急対策費用

事業所数に代替活動等支出負担単価を乗じ、事業所における代替活動等に伴う支出増を算定すること。

〔解説〕

事業所数に浸水深に応じた代替活動等に伴う支出負担単価（表-4.12）を乗じ、代替活動等に伴う被害額を算定する。

表-4.12 代替活動等支出負担単価（千円／事業所）

浸水深	床下	床上				
		50cm未満	50～99 cm	100～199 cm	200～299 cm	300cm以上
単価	416	416	2,185	2,958	7,559	11,347

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」による。



第 9 表 浸水深に応じた都道府県別の仮住まい費用

都道府県名	床上 (千円／世帯)				
	50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
北海道	286.5	304.5	364.2	468.8	627.0
青森県	342.3	363.8	435.1	560.1	749.1
岩手県	353.3	375.5	449.1	578.1	773.1
宮城県	334.8	355.8	425.5	547.7	732.5
秋田県	367.6	390.7	467.3	601.5	804.4
山形県	380.5	404.5	483.7	622.6	832.7
福島県	329.7	350.4	419.0	539.4	721.4
茨城県	340.8	362.2	433.2	557.6	745.8
栃木県	364.9	387.9	463.8	597.1	798.6
群馬県	370.5	393.7	470.9	606.1	810.7
埼玉県	513.2	545.5	652.4	839.7	1,123.1
千葉県	468.1	497.5	595.0	765.9	1,024.3
東京都	538.8	572.6	684.8	881.5	1,179.0
神奈川県	529.3	562.5	672.7	866.0	1,158.2
新潟県	388.2	412.5	493.4	635.1	849.4
富山県	407.1	432.7	517.5	666.1	890.9
石川県	376.6	400.3	478.7	616.2	824.1
福井県	396.3	421.2	503.8	648.5	867.3
山梨県	358.4	380.9	455.5	586.4	784.3
長野県	365.3	388.2	464.3	597.7	799.4
岐阜県	383.2	407.3	487.1	627.0	838.6
静岡県	374.1	397.6	475.5	612.1	818.6
愛知県	368.9	392.1	468.9	603.6	807.3
三重県	371.6	394.9	472.3	607.9	813.1
滋賀県	388.2	412.6	493.4	635.1	849.5
京都府	425.1	451.8	540.3	695.5	930.2
大阪府	417.4	443.6	530.6	683.0	913.4
兵庫県	475.2	505.1	604.0	777.5	1,039.9

都道府県名	床上				
	50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
奈良県	410.8	436.6	522.1	672.1	898.9
和歌山県	382.6	406.6	486.3	626.0	837.2
鳥取県	354.5	376.7	450.5	579.9	775.6
島根県	330.0	350.7	419.4	539.9	722.1
岡山県	369.5	392.7	469.7	604.6	808.6
広島県	346.0	367.8	439.8	566.1	757.2
山口県	331.8	352.7	421.8	542.9	726.2
徳島県	376.9	400.6	479.1	616.7	824.8
香川県	369.5	392.7	469.7	604.6	808.6
愛媛県	360.7	383.4	458.5	590.2	789.4
高知県	354.9	377.2	451.1	580.7	776.7
福岡県	310.7	330.3	395.0	508.4	680.0
佐賀県	347.9	369.8	442.2	569.2	761.3
長崎県	318.6	338.6	405.0	521.3	697.2
熊本県	339.4	360.7	431.4	555.3	742.7
大分県	323.9	344.2	411.7	529.9	708.8
宮崎県	303.6	322.7	385.9	496.8	664.4
鹿児島県	307.9	327.3	391.4	503.8	673.8
沖縄県	243.6	258.9	309.7	398.6	533.1

注)「全国家計構造調査」の帰属家賃、「被災者生活再建支援制度」による。費用は2024年の帰属家賃を元に算定しており、第13表総合物価指数(水害被害額デフレーター)を用いて基準年度の価格に換算して使用する。

〈備考〉

1. 浸水深に応じた都道府県別の仮住まい費用は、「2024年全国家計構造調査」(総務省)の帰属家賃、「被災者生活再建支援制度」、浸水深(国土地理院)をもとに以下の方法により算出する。
- ① 2024年全国家計構造調査(同上)から、都道府県別の持ち家帰属家賃を取得する。
- ② 「被災者生活再建支援制度」(同上)と浸水深(同上)から、家屋の復旧方法に応じた復旧期間、浸水深別家屋復旧方法(割合)を求める。
- ③ ①で取得した都道府県別の持ち家帰属家賃に、②で求めた家屋の復旧方法に応じた復旧期間、浸水深別家屋復旧方法(割合)を乗じて、浸水深に応じた都道府県別の仮住まい費用を算出する。

(参考)家庭における応急対策費用との二重計上回避

- 現行マニュアルは、①清掃委託、②仮住まい、③臨時支出の合計を「家庭における応急対策費用 代替活動等支出負担単価(千円／世帯)」として設定
- ②仮住まいは、追加予定の家屋復旧過程被害と重複するため、除外する必要がある。

現行マニュアルの記載

世帯数に清掃労働対価評価額等乗じ、家庭における清掃労働対価及び代替活動等に伴う支出増を算定すること。

(1)清掃労働対価

世帯数 × 労働対価評価額(令和5年度) × 清掃延日数

別冊第8表

評価額(令和5年度)
12,822 円/日

表-4.10 清掃延日数(日)

浸水深	床下	床上				
		50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
日数	18.3	18.3	36.5	56.0	108.9	148.5

(2)代替活動等に伴う支出増

世帯数 × 代替活動等支出負担単価

表-4.11 代替活動等支出負担単価(千円／世帯)

浸水深	床下	床上				
		50cm 未満	50～ 99 cm	100～ 199 cm	200～ 299 cm	300cm 以上
単価	106.4	181.2	281.3	335.3	568.5	701.8

<内訳>
①清掃委託
②仮住まい
③臨時支出

(参考)家庭における応急対策費用との二重計上回避

- 代替活動等支出負担単価のうち、仮住まい費用を除外する。
- 現行マニュアルはH7、H8、H30年の水害被害実態調査より単価を算出しているが、H7、H8の結果は支出ごとに分類されておらず、仮住まい費用を除外することができない。そのため、既存のH30年調査結果に加えて、R5年アンケート調査を追加した。

※R5アンケート調査は、以下の市町村が対象

平成30年7月豪雨
令和元年東日本台風

広島県広島市、岡山県岡山市、倉敷市
福島県郡山市、本宮市、茨城県水戸市、栃木県佐野市

- 物価高等の理由から、床下および床上50cm未満の単価は上昇していると推察される。

現行マニュアル

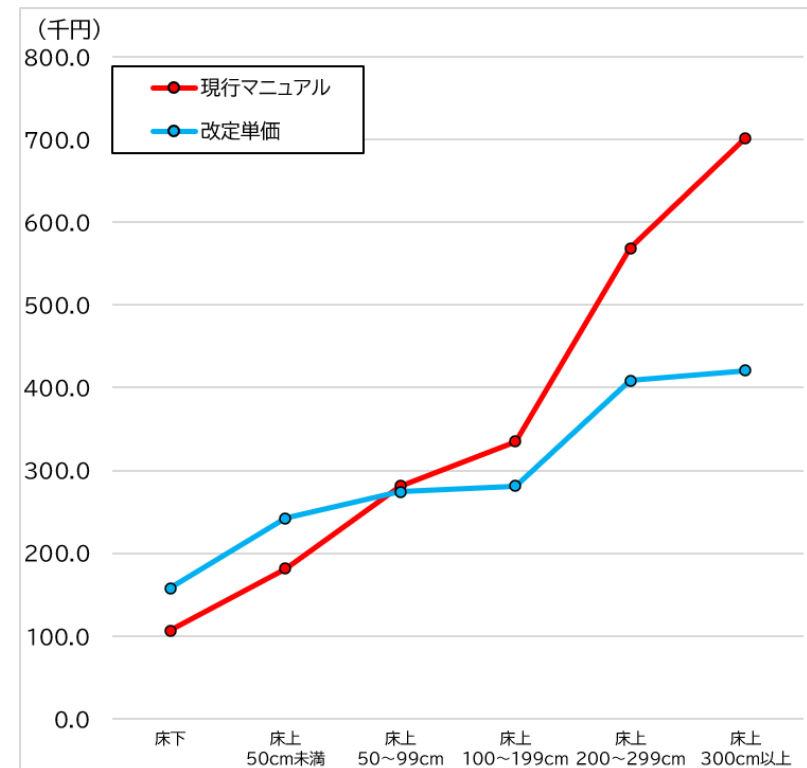
表-4.11 代替活動等支出負担単価（千円／世帯）

浸水深	床下	床上				
		50cm未満	50～99 cm	100～199 cm	200～299 cm	300cm以上
単価	106.4	181.2	281.3	335.3	568.5	701.8

注：平成5年～平成29年災のうち利用可能な「水害被害実態調査」による

改定(案)

	床下	床上 50cm未満	床上 50～99cm	床上 100～199cm	床上 200～299cm	床上 300cm以上
改定単価(千円)	157.5	242.3	274.1	281.2	408.8	420.9



※改定にあたっては、従来と同様の補正を実施
※R5年を基準(デフレーター)に算定